

## ●文化会館施設使用料

(単位：円)

施設等の名称	使用料 及び 利用時間	午前		午後		夜間	全日
		9:00	12:00	13:00	17:00	18:00	9:00
		12:00	13:00	17:00	18:00	21:00	21:00
ホール		11,250 (6,090)	/	15,000 (8,120)	/	11,250 (10,150)	37,500 (24,360)
第1和室		840	280	1,120	280	840	3,360
第2和室		1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
料理実習室		1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
研修室		1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
第1会議室		1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
美術実習室		1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
第2会議室		1,650	550	2,200	550	1,650	6,600
視聴覚室		1,140	380	1,520	380	1,140	4,560
大研修室		1,860	620	2,480	620	1,860	7,440
陶芸教室		840	280	1,120	280	840	3,360

- ①ホールで冷暖房設備を利用するときは、( )内の料金をお支払いいただきます。  
 ②利用時間を延長又は繰り上げて利用する場合は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間)につき、当該利用時間区分の当該使用料の1時間に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、切り捨て)をお支払いいただきます。  
 ③当日の利用時間には、準備・後片付け・清掃時間等を全て含みます。  
 ④お支払いいただく施設使用料は、「文化会館施設使用料(別表第1)」に「施設使用料金倍率(別表第2)」を掛けて計算します。(10円未満の端数が生じたときは、切り捨て)

別表第2

## ●施設使用料金倍率

利用目的等 利用者等	①入場料等徴収	②営利用	①+②	左記以外
市内	1.5倍	2.0倍	4.0倍	1.0倍
それ以外	3.0倍	4.0倍	8.0倍	2.0倍

- ①利用される目的、内容、対象者等により、使用料金倍率が適応されます。  
 ②市内とは、市内法人(営利・非営利)・任意団体・個人による利用申請の場合で、利用者の半数以上が愛西市に在住、在勤している者の場合をいいます。  
 ③市外法人(営利・非営利)による利用申請の場合は、「それ以外」の区分となります。  
 ④使用料金倍率の確定は、会館スタッフが受付の際に行います。  
 ⑤利用当日、申請書に記載の施設利用目的等を確認するため、会館スタッフが立ち入ることがあります。